

登山アドバイザー派遣事業実施要綱

スポーツ振興課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立学校が実施する登山活動に、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を派遣し、アドバイザー派遣に係る経費（謝金）をスポーツ振興課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 安全登山の実施に向け、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、以下各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) (独)日本スポーツ振興センター国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等において講師を務める者、又は過去その経験がある者
- (2) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ2の資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージI以上(ステージII)の資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (5) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージI以上(ステージII、ステージIII)の資格保持者
- (6) 実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則として1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 スポーツ振興課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を振り込むための事務手続きを行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要領」に定める。

附則

この要綱は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

平成31(2019)年4月1日 一部改正

令和2(2020)年3月31日 一部改正